

生活科学 センター だより

緊急ロードサービスで 高額請求

自動車やバイクのバッテリーが上がってしまったり、突然のパンク、溝への脱輪などのトラブルが起きると慌ててしまいます。こんな時に利用できるサービスを緊急ロードサービスと言います。最近インターネットで検索したところ、高額な費用を請求された等の相談が昨年度は前年度に比べ3・3倍に急増しています。当センターでも同様の相談を受けています。

契約当事者は20〜30歳代が多く、自動車のトラブルになれていない消費者が慌ててインターネットを検索し、ロードサービス業者に依頼しているケースが多いと考えられます。

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



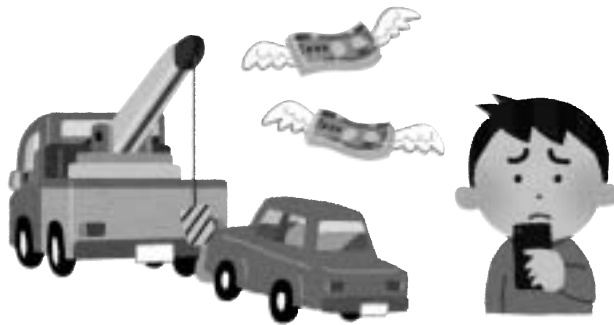
【事例】

◇自宅に置いていた自動車のバッテリーが上がってしまつた。ネットでロードサービス業者を検索し、「バッテリー上がり基本料金3500円」と表示されていた業者に依頼した。作業後事前説明のない「緊急対応費」や「祝日対応費」を加算され約7万円支払った。
(30代女性)



◇外出先で自動車がパンクしたため、ネットで検索し「タイヤパンク3000円から」と広告に表示されていた業者

に連絡した。作業後レッカー移動、タイヤ購入、交換費で約15万円請求された。費用を任意加入している損害保険会社に請求できると業者から言われたから頼んだのに保険では認められなかった。
(30代男性)



自動車の故障等が発生すると、消費者自身で原因を調べたり、修理することは難しく、ロードサービス業者の説明や作業内容に問題がないかを判断することは困難です。

【消費者へのアドバイス】

① ネット検索で上位に表示される業者が優良だとは限りません。検索すると、業者のサ

イトがずらりと表示されますが、タイトルの上部に「スポンサー」の文字があるものはリスティング広告と呼ばれ、検索ワードに連動して表示される広告です。

② ネットの表示料金をうのみにしないうにしましょう。実際にはさまざまな追加料金を請求される場合があります。また、キャンセル料が発生するか等について確認しましょう。

③ 自動車の故障等が生じた場合は、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。

緊急を要するトラブルが発生した際は、焦って冷静な判断ができない場合があります。任意加入の自動車保険の多くには、ロードサービスが付帯されていますので、パンクやバッテリー上がり、故障なども利用できる場合があります。

④ 請求された金額や作業内容に納得できない場合は、きちんとした説明を求めましょう。

⑤ 消費者が事業者の訪問を求めた場合、基本的にはクーリングオフはできませんが、事前に聞いていた金額と実際の請求額に相当な開きがある場合などは、クーリングオフができることがあります。諦めずに消費生活センターにご相談ください。

10月 マイナンバーカード 休日受付窓口を 開設します

事前に電話予約をお願いします

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係(内線371)

| 日 | 時 | 場所 |
|------------|----------------|-----------------------------------|
| 29日 (日) | 9:00 ~12:00 | 住民生活課 ☎0790-22-0560 (内線371) |

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火〜金曜日
9時〜16時

(月曜日は休館日)

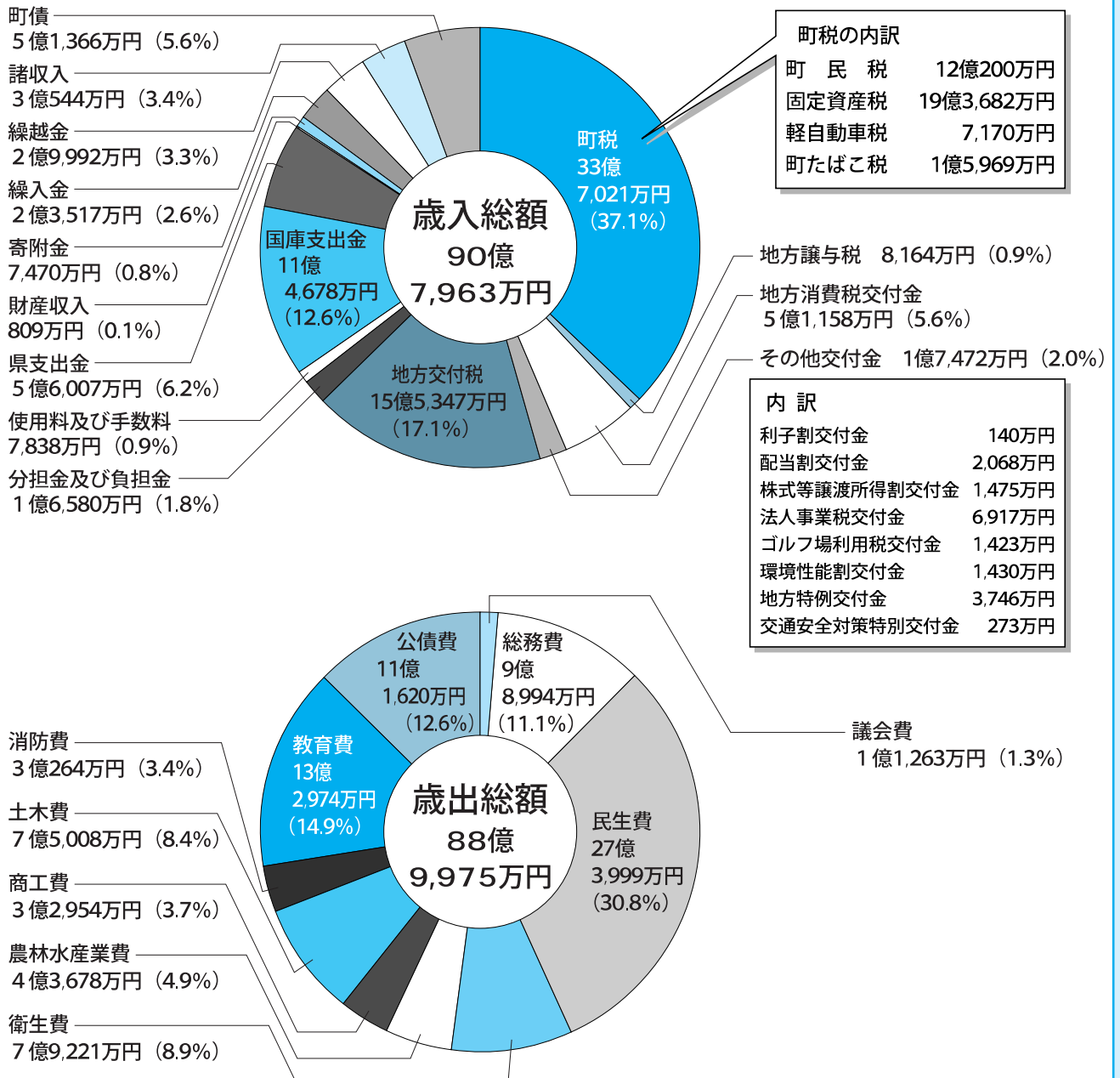
消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

令和4年度

福崎町の

決算

がまとまりました



● 令和4年度 一般会計及び特別会計 決算 ●

(単位：円)

| 会計名 | 歳入額 | 歳出額 | 差引残額 |
|---------------|----------------|----------------|-------------|
| 一般会計 | 9,079,629,677 | 8,899,745,528 | 179,884,149 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 1,911,722,349 | 1,899,699,671 | 12,022,678 |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 305,681,460 | 299,082,305 | 6,599,155 |
| 介護保険事業特別会計 | 1,762,403,024 | 1,713,969,163 | 48,433,861 |
| 計 | 13,059,436,510 | 12,812,496,667 | 246,939,843 |

令和4年度の一般会計と特別会計の決算がまとまりました。

町の予算は、みなさんに納めていただいた税金や国・県からの補助金などによって運営されています。この1年間にどのくらいお金が入り、どのように使われたかを一般会計を中心にお知らせします。

令和4年度の一般会計の決算は、歳入総額90億7,962万9,677円、歳出総額88億9,974万5,528円で歳入歳出差引額は1億7,988万4,149円になりますが、ここから令和5年度へ繰り越した事業に必要な財源1,297万9,000円を差し引いて1億6,690万5,149円の実質収支となりました。また、前年度繰越金を控除し、財政調整基金積立金を加え、財政調整基金取崩額を控除した実質単年度収支は、2億1,785万6,441円の赤字となりました。

決算は、監査委員による審査と決算審査特別委員会の審査を受け、9月議会で認定されました。



令和4年度の主な事業



町民1人当たりに計算すると…

町民1人当たりに納めていただいたお金は**179,917円**でした

| | | | |
|------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <p>固定資産税</p> <p>103,396円</p> | <p>町民税</p> <p>64,169円</p> | <p>町たばこ税</p> <p>8,525円</p> | <p>軽自動車税</p> <p>3,827円</p> |
|------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|

町民1人当たりに使われたお金は**475,109円**でした

| | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|
| <p>民生費</p> <p>146,273円</p> | <p>教育費</p> <p>70,988円</p> | <p>公債費</p> <p>59,588円</p> | <p>総務費</p> <p>52,848円</p> | <p>衛生費</p> <p>42,292円</p> | <p>土木費</p> <p>40,042円</p> | <p>農林水産業費</p> <p>23,317円</p> |
| | | | | | | <p>商工費</p> <p>17,592円</p> |
| | | | | | | <p>消防費</p> <p>16,156円</p> |
| | | | | | | <p>議会費</p> <p>6,013円</p> |

※町民1人当たりは、令和5年3月31日の総人口18,732人で割ったものです。

決算の分析から見るまちの財政状況

！ 普通会計地方財政状況調査

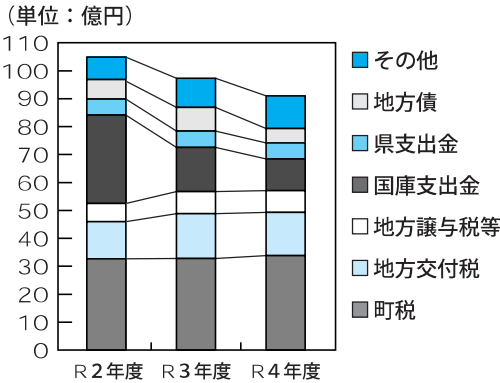
総務省の基準にもとづいて、普通会計（介護施設分を除く一般会計）の財政状況を分析した地方財政状況調査から、この3年間の決算額の推移をまとめました。

（1）歳入の推移

決算総額は、歳入・歳出ともに国・県の施策や投資的事業の状況により大きく変動します。令和4年度の歳入は、町税、地方消費税交付金、法人事業税交付金、繰入金は増加しましたが、地方交付税、国庫支出金の減少により、決算総額は前年比約6億3600万円の減となりました。町収入項目ごとに見ると、町

(単位:千円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 町税 | 3,261,265 | 3,271,526 | 3,370,210 |
| 地方交付税 | 1,325,227 | 1,599,833 | 1,553,467 |
| 地方譲与税等 | 656,759 | 794,425 | 768,161 |
| 国庫支出金 | 3,155,517 | 1,569,774 | 1,138,320 |
| 県支出金 | 562,520 | 587,944 | 575,185 |
| 地方債 | 702,241 | 849,300 | 513,657 |
| その他 | 802,799 | 1,040,026 | 1,158,123 |
| 歳入合計 | 10,466,328 | 9,712,828 | 9,077,123 |



税は個人町民税が平均所得の伸びや退職所得に係る納税額の増加等により増収(+2700万円)、法人町民税は原材料価格の高騰に伴う仕入価格の上昇等で企業の利益が減少したことにより減収(△700万円)となりました。また、固定資産税では土地が地価の下落により減収(△400万円)、家屋・償却資産はともにも中小事業者等の事業用資

産に対する軽減措置の適用が終了したことにより増収(家屋+4000万円・償却資産+3200万円)となり、固定資産税全体では増収(+6800万円)となりました。町税全体では約9900万円の増収となりました。地方消費税交付金は景気回復に伴う消費拡大により約1900万円の増、地方交付税は普通交付税と特別交付税をあわせて約4600万円の減、国庫支出金は子育て世帯等臨時特別給付金や新型コロナウイルススワクチン接種事業の減等により約4億3100万円の減となりました。町の借金である地方債は、投資的事業費等によって増減しますが、平成21年度から令和3年度まで交付税の財源不足分を特例地方債で補填する臨時財政対策債が大きく増加していました。令和4年度は減少し、約1億1500万円(前年比約△2億7400万円)でした。なお、臨時財政対策債を含む地方債の発行額の総額は廃棄物処理施設整備事業や防災設備整備事業などの起債の減少等により、約3億3500万円の減となりました。

（2）歳出の推移

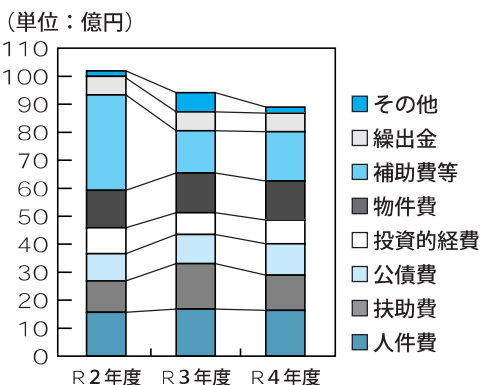
(性質別歳出)

令和4年度の歳出の決算総額は前年比約5億1600万円の減となりました。

(単位:千円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 義務的経費 | 3,660,702 | 4,353,123 | 4,015,371 |
| 人件費 | 1,565,749 | 1,688,821 | 1,638,743 |
| 扶助費 | 1,126,983 | 1,615,634 | 1,260,429 |
| 公債費 | 967,970 | 1,048,668 | 1,116,199 |
| 投資的経費 | 931,396 | 777,827 | 850,351 |
| その他の経費 | 5,601,904 | 4,281,958 | 4,031,517 |
| 物件費 | 1,329,741 | 1,412,398 | 1,391,303 |
| 補助費等 | 3,409,295 | 1,504,299 | 1,757,851 |
| 繰出金 | 667,204 | 684,436 | 671,593 |
| その他 | 195,664 | 680,825 | 210,770 |
| 歳出合計 | 10,194,002 | 9,412,908 | 8,897,239 |

地方債に対する償還金である公債費は前年度に対して約6800万円の増で、元利償還金として約11億1600万円を返済しました。投資的経費は、道路新設改良事業、小学校施設長寿命化改良事業等で約1億4600万円増加しましたが、橋梁補修事業、給食センター空調改修事業等で約7300万円減少したことにより、投資的経費全体では約7300万円の増となりました。



(3) 基金残高の推移

◆基金の概要
財政調整基金

予測できない収入の減少や、支出の増加に備えて積み立てておく基金です。

特定目的基金

ふるさと応援基金、農業農村活性化基金、福祉基金など、特定目的のために積み立てておく基金です。

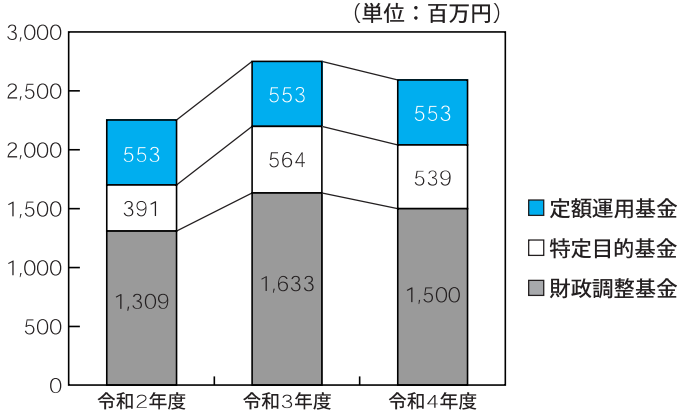
定額運用基金

土地開発基金や用品調達基金など、定額の資金で事業や事務を運営する基金です。特定目的基金のうち、ふるさと応援寄附金を、ふるさと

(単位:百万円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 基金残高 | 2,253 | 2,750 | 2,592 |
| 財政調整基金 | 1,309 | 1,633 | 1,500 |
| 特定目的基金 | 391 | 564 | 539 |
| 定額運用基金 | 553 | 553 | 553 |
| 1人当たり基金残高(円) | 118,923 | 146,573 | 138,373 |

※各年度末基金残高/3月31日現在人口



◆基金残高の概要

応援基金に6270万円積み立てました。また、減債基金は令和3年度1億2463万円積み立てましたが、令和4年度6900万円取り崩しました。

(4) 地方債残高の推移

財政調整基金は、令和元年度4220万円、令和2年度490万円、令和3年度3億2360万円積み立てましたが、令和4年度1億3410万円取り崩しました。

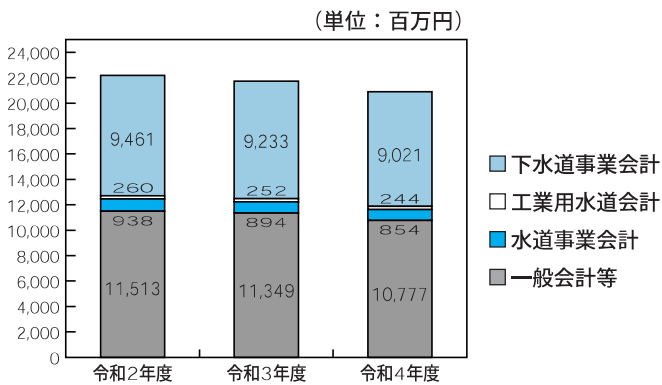
◆地方債の概要

(全会計)
地方債は公共施設の建設な

(単位:百万円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計等 | 11,513 | 11,349 | 10,777 |
| 水道事業会計 | 938 | 894 | 854 |
| 工業用水道会計 | 260 | 252 | 244 |
| 下水道事業会計 | 9,461 | 9,233 | 9,021 |
| 合計 | 22,172 | 21,728 | 20,896 |
| 1人当たり地方債残高(円) | 1,170,335 | 1,158,085 | 1,115,524 |

※各年度末地方債残高/3月31日現在人口



ど、一時的にたくさんのお金が必要な場合に借入するもので、次年度以降償還していきます。償還に対して地方交付税で措置されるものもありますが、地方債残高が多くなれば次年度以降の償還金の返済額が多くなり財政を圧迫していく要因となります。一般会計等では地方債残高が平成30年度は3億600万円の増、令和元年度は1億5900万円の増と年々増加していましたが、令和2年度は新規借入の減少により2億2300万円の減、令和3年度は1億600万円の減、令和4年度

は5億7200万円の減となりました。なお、臨時財政対策債など今後普通交付税に算入される地方債の割合が高くなっています。

一方、下水道事業会計は公共下水道事業の推進により地方債残高が毎年増加していましたが、平成25年度からは減少に転じています。下水道の整備が完了したため、今後、当分の間は将来世代の負担が減少していきます。

公営企業の地方債残高は、水道会計及び工業用水道会計の合計で約4800万円の減、下水道事業会計で2億1200万円の減となっています。

困ったら一人で悩まず行政相談

毎日のくらしのなかで、国や特殊法人などの仕事について、苦情や意見・要望はありませんか。相談は相談センター、または行政相談委員へ。相談は無料で、秘密は固く守られます。気軽にご相談ください。

おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん

総務省行政相談センター ☎0570-090110

定例相談 毎月第3水曜日 13:00~15:00 サルビア会館
巡回相談 10月21日(土) 13:00~15:00 文化センター

まぐみみ兵庫



行政相談のマスコット「キクーン」

10月16日(月)~22日(日)は行政相談週間です

総務省行政相談センター

II. 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

令和4年度決算に基づき健全化判断比率を算定しました。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに黒字決算であり該当しませんでした。また、実質公債費比率は11.2%、将来負担比率は62.9%となり、いずれも早期健全化基準を下回っています。なお、実質公債費比率は平成28年度以降は一部事務組合の地方債の償還が終了したことや下水道事業の減等により減少に転じていましたが、令

和4年度は一般会計の地方債の元利償還金が増加したこと等により前年度より増加となりました。将来負担比率も高岡幼稚園、田原小学校校体育館の建設や福崎駅周辺整備事業等に伴う借入れにより、平成26年度以降大きく数値が悪化、平成28年度以降は下水道事業への繰入見込額が減少したこと等により減少していましたが、令和4年度は基準財政需要額算入見込額の減や充当可能基金の減、標準財政規模の減等により増加となりました。

(単位：%)

| 健全化判断比率 | 令和4年度 決算 | 早期健全化基準 経営健全化基準 | 財政再生基準 | 備 考 |
|----------|-------------|--------------------|--------|------------|
| 実質赤字比率 | － | 14.63 | 20.00 | |
| 連結実質赤字比率 | － | 19.63 | 30.00 | |
| 実質公債費比率 | 11.2 | 25.0 | 35.0 | (前年比+1.4%) |
| 将来負担比率 | 62.9 | 350.0 | | (前年比+2.6%) |
| 資金不足比率 | 水道事業会計 | － | 20.00 | |
| | 工業用水道事業会計 | － | 20.00 | |
| | 下水道事業会計 | － | 20.00 | |

各公営企業会計における「資金不足比率」については、令和4年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため該当はありません。

■健全化判断比率について

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準としても用いられ、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

■各公営企業の資金不足比率について

各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

ご利用ください『本人通知制度』

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

- 福崎町で登録できる人
- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
 - 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書（代理人が申出する場合は委任状が必要です）
※申出書・委任状は窓口にあります（ホームページにも掲載しています）。
- 本人確認書類
※顔写真つきのものは1点…免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など
※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

問い合わせ先 住生活課 町民窓口係（内線375・376）